

浜松市告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月16日

浜松市長 中野 祐介

指定医療機関名称	所在地	廃止年月日
神田クリニック	浜松市中央区中央一丁目15番1号	令和7年12月31日
さなる耳鼻咽喉科	浜松市中央区富塚町2018番地の3	令和8年1月9日
しおじまクリニック	浜松市中央区小沢渡町1098番地の2	令和7年12月31日
とちくぼ乳腺クリニック	浜松市中央区有玉南町1495番地の1	令和7年12月31日
東漢堂内科クリニック	浜松市中央区小豆餅一丁目17番7号	令和7年12月31日
鈴木歯科医院	浜松市中央区元城町218番地の11	令和7年12月31日
杏林堂薬局 浜松医療センター前店	浜松市中央区佐鳴台五丁目5番5号	令和7年12月28日